# 設置運営事業者 募集要項

平成29年12月15日 芦屋市こども・健康部(子育て推進課)

# 平成29年度 保育所·小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について

芦屋市では、待機児童の早期解消を図るため、認可保育所及び小規模保育事業A型の設置運営事業者(両方の施設を設置運営する事業者とする)(以下「事業者」という。)を募集します。

#### 1 募集する場所

(1) 保育所

ア 地番 芦屋市浜芦屋町30番(現 芦屋ハートフル福祉公社)

イ 登記面積 1,321.81㎡

(2) 小規模保育事業A型

ア 地番 芦屋市精道町104番1

イ 床面積 約150㎡ (芦屋市分庁舎建物内の一部)

#### 2 開園年月日

- (1) 保育所 平成32年4月1日
- (2) 小規模保育事業A型 芦屋市分庁舎の供用開始日(平成31年1月予定)

## 3 土地・建物等の条件

(1) 保育所の土地について

保育所の開園準備に必要な期間及び開園後10年間は無償貸付とし、その後の貸付 方法は別途協議とする。

(2) 建物について

ア 保育所

事業者が新設すること。既存建物等は事業者で解体撤去すること。

#### イ 小規模保育事業A型

(ア) 施設整備について

芦屋市分庁舎建物は市が整備するが、小規模保育事業A型部分については事業者が整備すること(整備範囲は「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」による)。

(イ) 賃貸料について

開園後10年間は月額458,000円とし、その後の貸付方法は別途協議とする。但し、関係法令等(芦屋市の例規を含む。)の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、賃貸料の改定について、芦屋市と事業者で協議することとする。

#### (3) 用途地区, 地区等

|        | 芦屋市浜芦屋町30番 | 芦屋市精道町104番1 |
|--------|------------|-------------|
| 都市計画区域 | 阪神間都市計画区域  | 阪神間都市計画区域   |
|        | (市街化区域)    | (市街化区域)     |

| 用途地域      | 第一種低層住居専用地域    | 第一種住居地域(建ぺい率:  |
|-----------|----------------|----------------|
|           | (建ぺい率:40%,容積率: | 60%, 容積率:200%) |
|           | 8 0 %)         |                |
| 外壁の後退距離   | 1. 0 m         | 規定なし           |
| 高度地区      | 第1種,最高高さ10m    | 第3種            |
| 日影規制      | 3時間/2時間        | 4時間/2.5時間      |
| 景観地区      | 芦屋景観地区         | 芦屋景観地区         |
| 景観計画区域    | 指定あり           | 指定あり           |
| 屋外広告物     | 住宅地域           | 広告物誘導特別地域/住宅地  |
|           |                | 域              |
| 建築基準法第22条 | あり             | あり             |
| 指定        |                |                |
| 緑の保全地区    | 浜芦屋町・松浜町地区     | 指定なし           |
| 近畿圏整備法による | 既成都市区域         | 既成都市区域         |
| 区域        |                |                |
| 航空法制限表面区域 | 制限表面区域(大阪国際空港) | 制限表面区域(大阪国際空港) |
| 内         |                |                |

#### (4) 供給処理施設の状況

#### ア 上水道

公共上水道から引き込み。小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」を参考に市と協議を行い整備すること。

#### イ 下水道

公共下水道に接続。小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備 範囲について」を参考に市と協議を行い整備すること。

#### ウ 電気及びガス

施設整備方法等については、各事業管理者と協議し、事業者が整備すること(小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」を参考に市とも協議を行い整備すること)。

# (5) 現況

#### ア 芦屋市浜芦屋町30番

募集する場所については、平成31年1月末までは一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社が使用する予定であり、平成31年4月頃に現状有姿で引き渡す予定である。

#### イ 芦屋市精道町104番1

平成29年9月から平成30年12月まで芦屋市分庁舎の建設工事を行う予定であるため、小規模保育事業A型部分の整備については、当該工事と調整を行いながら並行して実施すること。

#### 4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する「保育所」並びに児童福祉

法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)に規定する「小規模保育事業A型」の認可及び確認を希望していること。

- (2) 児童福祉法に規定する「保育所」若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受けた施設を現に運営し、その運営実績を合算した期間が3年以上であり、かつ、近畿二府四県のいずれかにおいて第3次審査(実地調査)希望施設を運営している社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定により設立された社会福祉法人
- (3) 「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件」(別紙1) に 示す条件を遵守できること。

#### 5 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第9条第21号ロに規定する役員をいう。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定す る暴力団員をいう。)であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。
- (3) 法人税,消費税,地方消費税,都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合

#### 6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合
- 7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール 「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール」(別紙2)のとおり。

#### 8 選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定する。

選定方法は、「保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法」(別紙3)のとおり。

#### 9 応募手続

(1) 募集要項の配布

平成29年12月15日(金)から市ホームページに募集要項,参考資料,募集に係る様式などを掲載しているので,様式のデータ等についてはそちらからダウンロードすること。

# (2) 現地見学会(事前申込制)

応募可能な事業者のみが参加できる。なお、現地見学会への参加は今回の募集に 応募する必須条件ではない。

ア 日 時:平成30年1月5日(金)午後1時30分から

イ 場 所: 芦屋市浜芦屋町30番

※芦屋市精道町104番1については、芦屋市分庁舎建物が建設中であるため現地見学会は行わない。

- ウ 事前申込:平成29年12月27日(水)午後5時までに現地見学会参加申込 書をメールで送付すること。
- ※申込書受領後、メールにて受領連絡を行うので、連絡がない場合は電話で確認すること。
- ※所要時間は1時間程度を予定
- ※現地見学会参加者は1事業者2名以内とする。
- ※参加においては、公共交通機関を利用すること。
- ※現地見学会以外の日の視察は不可とする。
- (3) 質問の受付

ア 原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

イ 質問がある場合は、平成30年1月24日(水)午後5時までに、質問票をメールで送付すること。

ウ 質問及び質問に対する回答は、随時ホームページにて公表する。

#### (4) 応募に係る事前登録

ア 事前登録

応募する場合は、事前登録書に必要事項を記載のうえ、事前登録を行うこと。 事前登録をしていない事業者は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をしない。

イ 事前登録書受付期間

平成30年1月5日(金)から平成30年1月19日(金)まで

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝休日を除く。

事前登録書の提出は原則持参とするが、郵送する場合は書留郵便に限ることとし、平成30年1月19日(金)必着とする。

ウ 事前登録書受付場所 芦屋市役所 南館1階 子育て推進課施設整備係

# (5) 応募書類の提出

ア 応募書類 「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者応募書類一覧」のと おり。

応募書類はデータファイル(ワード,エクセル,PDF)でも提出すること。

イ 提出部数 正本1部,副本10部の合計11部(1部ずつA4ファイルに綴じること。)

提出書類のデータファイル (CD化等) (1部)

ウ 注意事項

- (ア) 応募書類については、ページ番号(全ページの通し番号)を付記のうえ、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入すること。また、添付書類は各様式の後に添付し、インデックスを貼付すること。
- (イ) 受付期間を過ぎたものは受理しない。
- (ウ) 提出された書類等は返却しない。
- (エ) 応募のために生じる一切の費用について事業者の負担とする。
- (オ) 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。
- (カ) 提出された書類については、「芦屋市情報公開条例」等関連規定により公開することがある。
- (キ) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出ること。
- (6) 応募書類の受付(事前予約制)
  - ア 受付期間 平成30年2月7日 (水) から9日 (金) まで。 午前9時から午後5時まで。
  - イ 受付場所 芦屋市役所 南館1階 子育て推進課施設整備係
  - ※応募を希望される事業者は平成30年1月31日(水)までに応募書類受付予約票をメールにて送付すること。
  - ※応募書類の提出は原則持参すること。(遠隔地の事業者で持参による申込ができない場合に限り,郵便等による受付を行う。郵便等による提出を希望される場合は, 事前に相談すること。)
  - ※応募書類の提出時には、資料の内容を説明できる者が来庁すること。

【現地見学会参加申込書・質問票・応募書類受付予約票の送付先メールアドレス】 kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp

# 10 事務局

芦屋市 こども・健康部 子育て推進課 施設整備係 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 南館1階

電話 0797-38-2180 FAX 0797-38-2190

E-mail kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp

# 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件

- 1 設置認可等に関すること
- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び関係法令等を遵守し、「保育所」及び「小規模保育事業A型」として認可を受けること。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第25号)を遵守し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業としての確認を受けること。
- (3) 開園日 保育所 平成32年4月1日 小規模保育事業A型 芦屋市分庁舎の供用開始日(平成31年1月予 定)
- (4) 開園時間 1日11時間(午前7時から午後6時まで)とする。
- (5) 休園可能日 日曜日

国民の祝日

年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

#### 2 利用定員に関すること

保育所は60人から80人までの利用定員を目安に、事業者が提案すること。小規模 保育事業A型は19人の利用定員とすること。

- (1) 保育所については、2号及び3号認定子どもの利用定員を設定すること。
- (2) 小規模保育事業A型については、3号認定子どもの利用定員を設けること。なお、 年度途中に3歳に達した子どもについては、当該年度末まで利用可能とする。
- (3) 利用定員については、それぞれ持ち上がりが可能となるように設定すること。なお、保育所の2歳児と3歳児の定員差は小規模保育事業A型の2歳児の定員数以上とすること。その上で、保育所の3歳児の受入れについては、市の利用調整にも協力すること。

#### 3 基本原則

- (1) 保育所及び小規模保育事業A型の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 事業者の代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、芦屋市の幼児教育及び保育をよく理解し、芦屋市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (5) 運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた施設をめざし、利用者に選択される魅力ある施設づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

#### 4 施設運営・事業内容に関すること

(1) 全体的な計画の作成について

「保育所保育指針」,「芦屋市就学前カリキュラム」及び「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき,全体的な計画(現保育課程,指導計画,保健計画及び食育計画等)を作成し、保育を実施すること。

(2) 個別的配慮を要する子どもへの保育について 個別的配慮を要する子どもについては、芦屋市統合保育事業として本市からの決定 に基づき委託を受けること。

(3) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、 クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(4) 支援を要する子ども及び保護者への対応について 支援を要する子ども及び保護者への対応については、本市子育て推進課など関係機 関と連携して行うこと。

(5) 連携・交流について

近隣の就学前施設及び小学校と連携・交流を行うこと。また,地域の幅広い世代と 交流すること。

(6) 延長保育事業について

11時間の開園時間の後,さらに延長保育事業(平日の午後6時から午後7時まで)を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。

(7) 子育て支援事業について

育児相談や育児講座など地域での子育てを支援するサービスを提供すること。また, 保育所については園庭開放等,施設の地域開放も実施すること。

(8) 苦情解決処理について

苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みを整備すること。

5 職員の配置等に関すること 次のとおり配置等を行うこと。

(1) 保育所

ア施設長

専任の正規職員を配置すること。

イ 主任保育士

施設長を補佐する者として、専任の正規保育士を配置すること。

ウ保育士

| 園り | 己の区分(当該年度の4月1日の年齢) | 員数           |
|----|--------------------|--------------|
| ア  | 満5歳以上の園児           | おおむね20人につき1人 |
| 1  | 満4歳以上満5歳未満の園児      | おおむね20人につき1人 |
| ウ  | 満3歳以上満4歳未満の園児      | おおむね15人につき1人 |
| 工  | 満2歳以上満3歳未満の園児      | おおむね5人につき1人  |
| オ  | 満1歳以上満2歳未満の園児      | おおむね5人につき1人  |
| カ  | 満1歳未満の園児(生後3か月から)  | おおむね3人につき1人  |

備考 職員数の算定に当たっては、表中のアからカまでの区分ごとに計算した員数(区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数)とすること。

#### (2) 小規模保育事業A型

#### ア 施設長

専任の正規職員を配置すること。

#### イ 保育士

| 園り | 見の区分(当該年度の4月1日の年齢) | 員数             |
|----|--------------------|----------------|
| ア  | 満1歳以上満3歳未満の園児      | おおむね5人につき1人    |
| 1  | 満1歳未満の園児(生後3か月から)  | おおむね3人につき1人    |
|    |                    | 上記の合計数に1を加えた人数 |

備考 職員数の算定に当たっては、表中のア及びイの区分ごとに計算した員数 (区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数)とすること。

# ウ その他

職員配置は常時2人(うち1人以上は常勤職員とする。)を下回ってはならない。 (常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員)

## 6 職員の研修に関すること

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 本市が実施する保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

# 7 給食に関すること

- (1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (2) 離乳食、アレルギー食、配慮食等の個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は、当該園内で行うこと。ただし、小規模保育事業A型については、平成32年3月31日までの間は連携施設等\*から搬入することができ、平成32年4月1日に本募集による保育所が開園した後は当該保育所のみから搬入できる。
  - ※連携施設等・・・連携施設又は事業者と同一の法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業,事業所内保育事業を行う事業所,社会福祉施設若しくは医療機関等

#### 8 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。

#### 9 その他の保育内容等について

- (1) 施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。
- (2) 災害時に地上又は避難階に安全に避難できるように2以上の避難経路を確保すること。事前に芦屋市消防本部に図面を持参して協議し、使用開始検査を受ける等、必要な手続きを行うこと。

(3) 原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。 ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する 費用等の徴収を行うものについては、事前に保護者に説明し、同意を得ること。

#### 10 必要な施設の建設等に関すること

- (1) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法令を遵守して作成の上、本市の承認を得ること。
- (2) 車両の円滑な通行と迷惑の軽減を促すため、保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを当該地や近隣に確保し、関係法令を遵守すること。
- (3) 芦屋市に指名登録している建設事業者の中から入札で施工業者を選ぶこと。
- (4) 設計金額が3,000万円以上の事業については、事業者による「条件付き一般競争入札」により施工業者を決定すること。なお、設計金額が130万円を超え3,00万円未満の事業については「指名競争入札」により、設計金額が130万円以下の事業については施工業者3社以上の見積合せにより決定すること。
- (5) 公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行うこと。
- (6) 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還を命ずることや事業実施者としての選定を取り消すことがある。
- (7) 補助金の手続については、本市と協議すること。
- (8) その他,事業者が行う手続等

施設の建設整備にあたっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。

11 開園後の取組への協力に関すること

事業者は、開園後の運営状況等について、次に掲げる本市の取組へ協力すること。

- (1) 本市職員による訪問への協力
- (2) 保護者アンケートの実施への協力
- (3) 本市が行う公募事業の検証への協力

#### 12 建設費及び運営費にかかる補助

(1) 建設費について

ア保育所

保育所等整備交付金の交付要綱に基づいて補助する予定

イ 小規模保育事業A型

芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱に基づいて補助する予定

# ウ 備考

- (ア) 保育所等整備交付金については平成29年度交付要綱を, 芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱については平成27年5月1日付けの交付要綱を参考とすること。補助額又は内容等は今後変更される可能性がある。
- (イ) 当該補助金は、芦屋市の平成30年度及び平成31年度予算成立を条件とする。 予算が成立しない場合は、補助をしないことがある。
- (ウ) 利用定員の設定及び総事業費により補助金額は異なる。

- (エ) 補助金は、保育所及び小規模保育事業A型の認可を受け、1(3)に示す開園日に 開園した後に交付する。
- (オ) 保育所又は小規模保育事業A型の運営を廃止した場合,運営した期間に応じて 補助金の返還が必要となる場合がある。
- (2) 保育所の整備に伴う既存建物等の解体撤去費について(市単独補助) 既存建物等の解体撤去費については、21,000,00円を上限として補助する予定
  - ※ 当該補助金は、芦屋市の平成31年度予算成立を条件とする。予算が成立しない場合は、補助をしないことがある。

#### (3) 運営費等

本募集により選定され、保育所又は小規模保育事業A型の認可及び確認を受けた事業者は、委託費又は地域型保育給付費等(公定価格より、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額)を受給することができる。なお、小規模保育事業A型の保育料は園で徴収し、園の収入となる。

#### ア 公定価格

内閣府の子ども・子育て支援新制度のホームページで公定価格の試算ソフトが公 開されているので確認すること。

# イ 市単独助成金

市単独助成を実施する予定(ただし,実施内容については検討中)。

#### 【参考:平成29年度実績】

子ども1人につき、国が定める公定価格の基本分単価に処遇改善等加算及び管理者設置加算を加えた額に、下記に定める率を乗じた額

- 0, 1歳児 8%, 2歳児以上 20%
- (4) 延長保育事業委託料について

利用乳幼児1人あたり1回の利用につき、保育標準時間認定者の場合は500円、保育短時間認定者の場合は300円を助成する。なお、延長保育料については芦屋市が利用者から徴収するため、事業者において延長保育料収入は発生しない。

※ 平成30年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合がある。

#### 13 その他

- (1) 選定された事業者に限り、誓約書を提出すること。
- (2) 基本設計時,工事施工前において,事業者の代表者等責任を持って対応できる者が 出席する説明会等を開催し,近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図るこ と。また,開園準備にあたっては,保護者向けの説明会を行うこと。
- (3) 施設の整備にあたり、選定された事業者の責任において誠意を持って近隣の住環境 (日照・騒音・交通対策等の環境面) への適切な対策を講じ、関係法令を遵守すること。
- (4) 市長は、選定された事業者が本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適正な保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての選定の決定を取り消すことができる。
- (5) 多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、選定された事業者自らが運営すること。

- (6) 保育所を運営しなくなったときは、事業者の費用をもって当該施設を更地にし、芦屋市に返還すること。また、小規模保育事業A型を運営しなくなったときは、事業者の費用をもって当該部分は原状回復して芦屋市に返還すること。
- (7) この諸条件に定めのない事項については、芦屋市と協議して定めること。

# 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール(予定)

| 内 容                | 日 程                        |
|--------------------|----------------------------|
| 募集要項の配布            | 平成29年12月15日(金)から           |
| 現地見学会              | 平成30年1月5日(金)               |
| 応募に係る事前登録          | 平成30年1月5日(金)から1月19日(金)まで   |
| 質問の受付              | 平成30年1月24日(水)まで            |
| 応募書類の受付予約          | 平成30年1月31日(水)まで            |
| 応募書類の受付            | 平成30年2月7日 (水) から9日 (金) まで  |
| 第1次審査(書類審査)        | 平成30年4月中旬                  |
|                    | ※応募書類受付後に日程を通知する。          |
| 第1次審査結果通知          | 平成30年4月下旬                  |
| 第2次審査(事業者面接)       | 平成30年5月中旬                  |
|                    | ※第1次審査結果通知とともに日程を通知する。     |
| 第2次審査結果通知          | 平成30年5月下旬                  |
| 第3次審査用応募書類の提出      | 第2次審査結果通知から1週間以内           |
|                    | ※第2次審査結果通知とともに提出期限を通知する。   |
| 第3次審査 (実地調査)       | 平成30年6月中旬                  |
|                    | ※第2次審査結果通知とともに日程を通知する。     |
| 事業者の決定・結果公表        | 平成30年6月下旬                  |
| 誓約書の提出             | 事業者の決定通知後直ちに               |
|                    | ※選定された事業者に限り、誓約書を提出すること。   |
| 補助金交付申請手続*         | 必要書類が整い次第適宜                |
| 公有財産貸付契約締結         | 貸付準備が整い次第適宜                |
| 認可申請手続き            | 平成30年8月頃から(小規模保育事業A型)      |
|                    | 平成31年7月頃から(保育所)            |
| 補助工事の完了検査・竣工・認可書交付 | 平成30年12月末まで(小規模保育事業A型)     |
|                    | 平成32年3月末まで(保育所)            |
| 運営開始               | 芦屋市分庁舎の供用開始日(平成31年1月予定)(小規 |
|                    | 模保育事業A型)                   |
|                    | 平成32年4月1日(保育所)             |

<sup>※</sup>補助金支払は、実績報告書の提出から1~2か月後

<sup>\*</sup> 実施設計費については交付金内定後に契約したものについてのみ対象経費として認められる。

# 保育所・小規模保育事業A型の設置運営事業者の選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定を踏まえ、 芦屋市長が事業者を決定します。

# 1 第1次審査(書類審査)

選定委員会において、書類審査による得点をもって、第2次審査に進む事業者を選定します。「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について評価を行い、各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第1次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第2次審査に進む事業者を上位から最大3事業者選定します。

| ら最大3事業者選定します。 |             |                          |  |
|---------------|-------------|--------------------------|--|
| 審査項目          | 区分          | 審査・評価内容                  |  |
| 事業者の状況        | 事業者概要等      | 事業者概要                    |  |
|               |             | 基本理念,基本方針,目標等            |  |
|               |             | 応募の動機                    |  |
|               |             | 事業者が運営する施設にかかる事業者の自己評価・第 |  |
|               |             | 三者評価等の取組についての考え方         |  |
|               |             | 監査状況                     |  |
|               | 事業者の経営状況    | 事業者の財務状況                 |  |
| 園の組織・体制       | 全体計画        | 保育理念,保育方針,保育目標           |  |
|               |             | 開園日・開園時間・定員区分            |  |
|               | 収支計画        | 収支予算計画書                  |  |
|               |             | 保育料以外の保護者負担              |  |
|               | 職員の育成・配置    | 人材育成                     |  |
|               |             | 職員配置                     |  |
|               |             | 履歴書(施設長予定者)              |  |
|               | 安全対策・危機管理体制 | 安全対策・危機管理体制              |  |
| 園の運営          | 保育内容に関する計画  | 保育内容に関する計画(現保育課程等)       |  |
|               | (現保育課程等)    |                          |  |
|               | 支援・配慮を要する子ど | 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護 |  |
|               | も及び家庭支援が必要な | 者への具体的な方針                |  |
|               | 保護者への対応     |                          |  |
|               | 食育及び給食提供の考え | 食育                       |  |
|               | 方           | 給食提供の考え方                 |  |
|               | 地域との連携等     | 子育て支援事業                  |  |
|               |             | 地域との連携・交流                |  |
|               |             | 小学校との接続及び連携等             |  |
|               |             | 家庭的保育事業等との連携             |  |
|               | 保護者に対する支援・連 | 保護者に対する支援・連携             |  |
|               | 携及び苦情解決処理   | 苦情解決処理                   |  |
|               | その他の提案      | その他配慮する取組や提案             |  |
|               |             | ・交通安全対策                  |  |

| ・ 開園準備や開園後の取組等 |
|----------------|
| ・その他           |
| 施設整備計画         |

## 2 第2次審査(事業者面接)

選定委員会において、第1次審査を通過した事業者に対し、第1次審査に掲げる「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について、事業者の代表者・施設長予定者・会計担当者等の事業者の代表者として責任をもって対応できる方(出席人数は3名まで)を対象に面接を実施します。設置運営に向けた熱意や社会福祉・幼児教育の見識、また、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、職員の資質向上についての考えを理解し具体的な提案があるか等について直接聞き取りを行い審査します。

各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第2次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第 3次審査に進む事業者を上位から最大2事業者選定します。

なお、事業者面接に出席できない場合は、選定対象から除外します。

#### 3 第3次審査(実地調査)

選定委員会において、第1次審査及び第2次審査を通過した事業者の運営施設において実地調査を行います。第3次審査に掲げる各審査項目について、事業者の代表者・施設長・主任保育士等の事業者の代表者として責任をもって対応できる方(出席人数は3名まで)を対象に面接を実施し、施設の運営状況について直接聞き取りを行うとともに、施設で行われている保育の状況等を調査し、審査します。各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第3次審査の得点が7割以上となった事業者の中から第2次審査と第3次審査の合計得点が上位の事業者を選定します。

なお、実地調査に応じられない場合は、選定対象から除外します。

| 審査項目                 | 審査・評価内容                  |
|----------------------|--------------------------|
| 職員の育成・配置             | 人材育成                     |
|                      | 職員配置                     |
|                      | 施設長のリーダーシップ              |
| 安全対策・危機管理体制          | 安全対策・危機管理体制              |
| 保育内容に関する計画(現保育課程等)   | 保育内容に関する計画(現保育課程等)       |
| 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必 | 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護 |
| 要な保護者への対応            | 者への具体的な方針                |
| 食育及び給食提供の考え方         | 食育                       |
|                      | 給食提供の考え方                 |
| 地域との連携等              | 子育て支援事業                  |
|                      | 地域との連携・交流                |
|                      | 小学校との接続及び連携等             |
|                      | 家庭的保育事業等との連携             |
| 保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理 | 保護者に対する支援・連携             |
|                      | 苦情解決処理                   |

# 募集する場所

#### 1 保育所

- (1) 地番 芦屋市浜芦屋町30番
- (2) 登記面積 約1, 321.81㎡



※インターネット等で検索する際は「芦屋市浜芦屋町3-26」

- 2 小規模保育事業A型
- (1) 地番 芦屋市精道町104番1
- (2) 床面積 約150㎡ (芦屋市分庁舎建物内の一部)



※インターネット等で検索する際は「芦屋市精道町8-19」で検索した建物の付近となる(建替え前の芦屋市分庁舎建物が表示される場合、建替え後における敷地及び建物の場所や形状、大きさ等は変更になるため注意すること)

※地図は建て替え前の分庁舎及び消防団精道分団が記載されたもの。現在は解体済み。

# 問合せ先

T659-8501

芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 南館1階 芦屋市 こども・健康部 子育て推進課 施設整備係

電話 0797-38-2180

FAX 0797-38-2190

E-mail kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp